

1 千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区の再指定

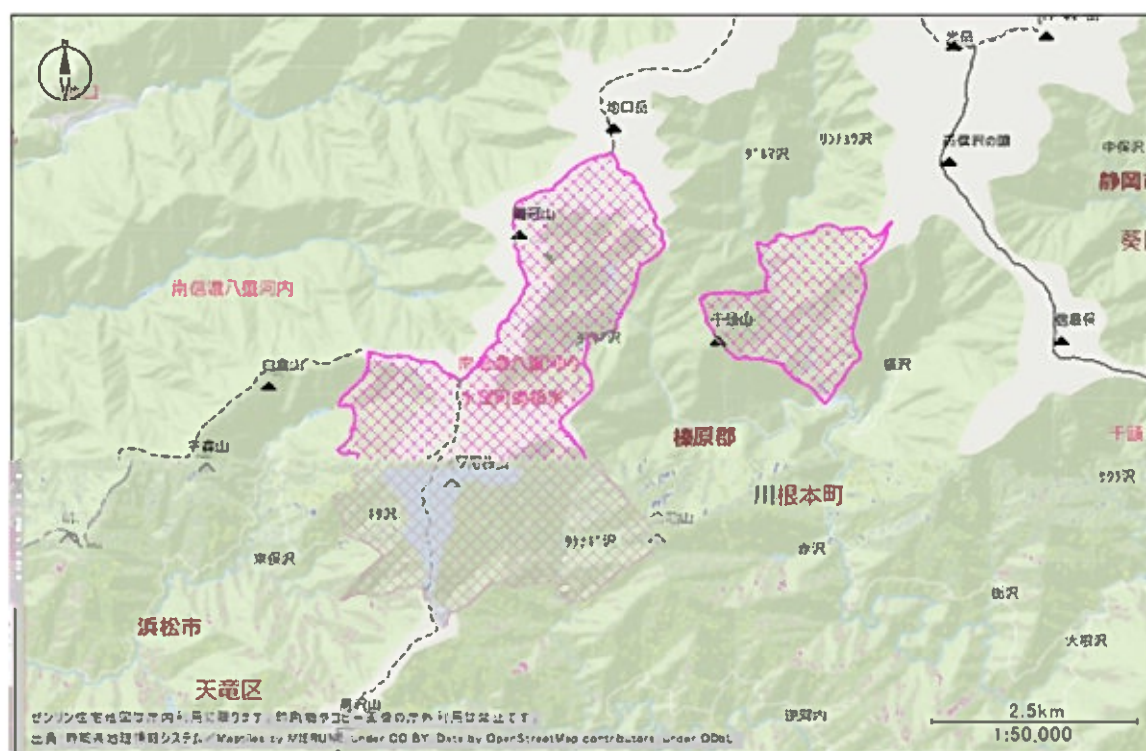
(1) 概要

- ア 名 称：千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区
- イ 区 分：大規模生息地
- ウ 区 域：千頭山北東側の一部の区域及び中ノ尾根山一円の区域
- エ 面 積：1,482 ヘクタール
- オ 存続期間：令和6年11月1日から令和16年10月31日まで(10年間)
- カ 概 要：千頭水窪鳥獣保護区のうち、特に南アルプス、赤石山脈の南部に位置する大井川源流部の原生林地域等自然環境豊かな地域である。
(生息する主な鳥獣)
鳥類：ノスリ、サシバ、クマタカ、ヨタカ、ヤマドリ、キビタキ、オオルリ、イワヒバリ、カヤクグリ等
獣類：ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカ、キツネ等
- キ 経 緯：当該区域は、樹木の生育環境が良好で天然林が多く、鳥獣の生息環境が良いことから、昭和49年に鳥獣保護区特別保護地区として指定され、現在まで再指定をしている。

(2) 諮問理由

大井川源流部の自然環境豊かな地域であり、ヨタカ等の鳥類やカモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類を含む多様な鳥獣の生息に適した区域であり、鳥獣の大規模な生息地、繁殖地となっている。

鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように、木材の伐採や工作物の設置等の行為を規制し、鳥獣の生息地・繁殖地として保護を図るため、引き続き鳥獣保護区特別保護地区に再指定することについて諮問する。



2 桜木西郷狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

(1) 概要

ア 名 称：桜木西郷狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域
イ 区 域：掛川市の北西部に位置し、桜木地区、原谷地区、飛鳥地区等から成る地域

ウ 面 積：1,641 ヘクタール

エ 存続期間：令和6年11月1日から令和9年10月31日まで（3年間）

オ 概 要：掛川市の北西部に位置し、区域内には、スギ・ヒノキを中心とした人工林と雑木林が混交して生育する林野と農耕地が広がっている。

（生息する主な鳥獣）

鳥類：オオタカ、ハチクマ、サシバ、アオバズク、カワセミ、サンコウチョウ、オシドリ等

獣類：イノシシ、カモシカ、ニホンジカ、イタチ、ホンドリリス、ムササビ等

カ 経 緯：区域北部（現在の桜木上垂木狩猟鳥獣捕獲禁止区域）は、平成11年に鳥獣保護区に指定したが、イノシシ、ニホンジカの農業被害が拡大したため、平成21年に狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定し、これまで再指定をしている。区域南部（現在の飛鳥特定猟具（銃）使用禁止区域）は、昭和60年に特定猟具（銃）使用禁止区域に指定し、これまで再指定をしている。

キ 有害鳥獣の状況（過去3年）

（ア）有害鳥獣捕獲許可件数

14件

（イ）加害鳥獣の種名（被害作物、樹木名等）

イノシシ（茶、水稻、竹の子、里芋、さつまいも、野菜等）

ニホンジカ（茶、水稻、野菜等）

(2) 諮問理由

当該区域北部（現在の桜木上垂木狩猟鳥獣捕獲禁止区域）は、区域の70%が林野となっており、数多くの鳥獣が生息し、オオタカやクマタカ、サンコウチョウの繁殖地であることが確認されている。また、点在するため池は、オシドリ等の生息地にもなっている。一方で、イノシシ、ニホンジカによる農業被害が多く発生している。

当該区域南部（現在の飛鳥特定猟具（銃）使用禁止区域）は、丘陵地を利用した茶園が全域で見られ、また、湖沼が点在しており、従来より多くの鳥獣が生息している。一方で、近年は、主にイノシシによる農業被害が深刻化しており、銃猟により捕獲圧を高める必要がある。

このため、鳥獣の生息環境の保護と農業被害軽減を図るため、飛鳥特定猟具（銃）

使用禁止区域を編入し、狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域に指定することについて諮問する。

